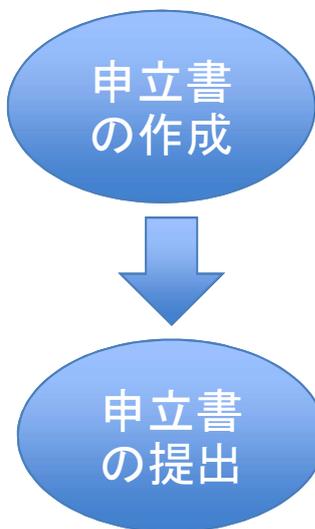


4 民事調停を申し立てるためにはどうすればいいの？



トラブルの内容，相手方に請求する内容などを記載した調停申立書を簡易裁判所に提出することで，申立てを行うことができます。

簡易裁判所の窓口には，典型的なトラブルに関する申立書のひな形を用意してありますので，これを参考にしながら作成することもできます。

作成した調停申立書を管轄裁判所（原則として相手方の住所地，法人の場合は主たる営業所・事務所の所在地）に提出します。

大阪府下の簡易裁判所の管轄及びお問合せ先は以下のとおりです。

管轄裁判所・お問合せ先

相手方の住所地・所在地	管轄裁判所	電話番号
大阪市	大阪簡易裁判所	06-6363-1281
池田市 箕面市 豊能郡	大阪池田簡易裁判所	072-751-2049
豊中市	豊中簡易裁判所	06-6848-4551
吹田市 摂津市	吹田簡易裁判所	06-6381-1720
茨木市 高槻市 三島郡	茨木簡易裁判所	072-622-2656
東大阪市 八尾市	東大阪簡易裁判所	06-6788-5555
枚方市 守口市 寝屋川市 大東市 門真市 四条畷市 交野市	枚方簡易裁判所	072-845-1261
堺市 高石市 大阪狭山市	堺簡易裁判所	072-223-7001
富田林市 河内長野市 南河内郡	富田林簡易裁判所	0721-23-2402
羽曳野市 松原市 柏原市 藤井寺市	羽曳野簡易裁判所	072-956-0176
岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 泉北郡	岸和田簡易裁判所	072-441-2400
泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	佐野簡易裁判所	072-462-0676